

教職員ほか、賃金等の支払を受けた皆様へ

ご注意ください！

～個人情報の漏えいのおそれがあります～

この度、委託している社労士事務所（社会保険労務士法人下関労務管理事務所他）から、本学に対し、個人情報が漏えいしたおそれがあることの報告（別紙）を受けました。

今回の事案概要、漏えい等が発生しまたは発生したおそれがある個人データの項目等、二次被害またはそのおそれの有無およびその内容については別紙に掲げるとおりです。

加えて、その他参考となる事項（注意喚起）として、

皆様には、行政からの通知と誤認させるようなダイレクトメールや各種の詐欺まがいの行為などには十分ご注意くださいようお願い申し上げます。また、本事案に関する今後の報告や進捗状況につきましては、判明次第、引き続きお知らせいたします。

この度の対応として、個人情報保護委員会や、文部科学省への報告は、法令等に則り適切に対応してまいります。

また、これまでも本学は、個人情報取り扱い業務にあたっては、厳格な取り扱いを求め、情報管理の徹底に努めてまいりましたが、このような情報流出が発生したことを踏まえ、委託先を含め再発防止に全力で取り組んでまいります。

2023年6月27日

公立大学法人下関市立大学
理事長 山村重彰

お問合せ先

・下関市立大学 事務局

人事課 083-252-0288

・（本件に係る業務委託先）

社会保険労務士法人 下関労務管理事務所

代表社員（本学担当）青木 学

083-267-7177

ご委託事業所様

個人情報の漏えいの恐れに関するお詫びとお知らせについて

平素はご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、弊所にて使用しております社労士用業務システム「社労夢」（開発・保守運用元：株式会社エムケイシステム。以下 MKS という。）が、第三者からのランサムウェアの攻撃を受け、現在当該システムを使用できない状態が続いております。また、当該「社労夢」は、全国でおおよそ 2700 社労士事務所が利用し、約 57 万事業所、800 万人分を超える個人情報が登録されていることから、当該 MKS が個人情報保護法に基づき、個人情報が流出した恐れを重視し、令和 6 月 8 日（木）15 時に国の個人情報保護委員会に報告をいたしました。多大なるご心配、ご迷惑をおかけして申し訳ありません。あらためて弊所といたしまして以下の通りご報告しますと共にご対応につきましてお願いを申し上げます。

1. 事案の概要

- ◆令和 5 年 6 月 5 日（月）、業務システムの使用ができないことに対して MKS より、「当初、データセンター設置サーバーのハードウェアエラーによる現象で調査を開始しましたが、調査の結果、外部からの攻撃によるシステムダウンと言う事が判明しました。」という報告がありました。
- ◆令和 5 年 6 月 6 日（火）、MKS より「当社のサーバーがランサムウェアによる第三者からの不正アクセスを受けたことを確認いたしました」と連絡と同時に「対策本部を設置のうえ、外部専門家の助言を受けながら、原因の特定、被害情報の確認、情報流出の有無などの調査を行い、自力復旧への対応を進めており、警察への相談を開始しております。引き続き、外部専門家や警察と連携のうえ、対応を進めていく所存です。現状、調査を進めており、被害の全容を把握するには今しばらく時間を要する見込みであります。」ということでした。
- ◆令和 6 月 8 日（木）、MKS より「現時点で、個人情報の流出の事実は確認しておりませんが、流出の恐れの可能性を重視し、本日 15 時に個人情報保護委員会へ報告を完了しております。」と連絡がありました。
(令和 6 月 15 日（木）、MKS より「現時点で、個人情報の流出の事実は確認しておりません」と報告を受けております。)

2. 漏えいした恐れのある情報

<該当する事業所様>

- ・労働保険（労働者災害補償保険、雇用保険）または社会保険（健康保険、厚生年金保険）等の届出、申請業務を弊所に委託頂いている事業所様

<漏えいした恐れのある情報>

- ・住所、氏名、生年月日、性別等の基本情報（扶養家族様を含む）

- ・標準報酬、賃金額等の賃金関係情報
- ・お客様番号、基礎年金番号、雇用保険被保険者番号、特定個人情報等の加入者情報
- ・給与賞与計算、支払関係情報（銀行口座番号を含む）等

3. 現在及び今後の対応

現在 MKS においては、引き続き外部専門家や警察と連携のうえ、調査を進めているようです。MKS が個人情報保護委員会に報告したことや全国社会保険労務士会連合会と個人情報保護委員会、MKS 等との調整等を経て、本事案は個人情報保護法における不正の目的をもって行われたアクセスによるものであり、「個人情報流出の発生した恐れがある場合」に該当することから、個人情報保護委員会への報告が求められます。その届出義務者は、システムベンダー、社労士事務所および顧問先事業所様の3者ともになります。まずは弊所において速報（第1報）として令和5年6月11日付けにて、報告を行いました。また、各事業所様におかれましてもそれぞれ報告しなければならないところですが、当該委託を受けた社労士事務所との連名による報告をすることで、各事業所様の報告に代えることを認める取扱いがなされました。

つきましては、早々に弊所から事業所様と連名での個人情報保護委員会に対して報告をいたします。本来であれば、各事業所様の個別の同意を頂戴すべきところ、急を要する事態でございますので、このような対応をさせていただきますこと、何卒ご理解ご了承のほど宜しくお願い申し上げます。

4. 各事業所様へのお願い

現時点では本件に関わる個人情報の不正利用の実績は確認されていませんが、個人情報保護法では、上記の個人情報保護委員会へ報告義務の他に「各種詐欺行為」や「なりすまし」のような個人の権利利益を害する恐れがある時には、当該対象の「本人へ通知する」をする義務があります。お手数をお掛けし申し訳ございませんが、別紙のようなご案内ポスターをご準備しましたので、貴事業所の役職員様等へのご通知をお願い申し上げます。

今後どのように推移していくかまだまだ予測がつきません。上記内容につきましても状況により対応して参る所存でございます。その際には随時担当者よりご連絡をさせていただきます。以上、ご理解、ご了承のほど重ねてお願い申し上げます。

改めて、多大なご迷惑をお掛けしていることと深くお詫び申し上げます。

令和5年6月19日

社会保険労務士法人 下関労務管理事務所
労働保険事務組合下関商工センター

代表 青木 学

(連絡先) TEL 083-267-7177 各担当者まで